

例 4

令和 6 年中に新規就職し所得税が発生した場合

令和 5 年時点 学生



UP

令和 6 年時点 社会人



令和6年分推計所得税額 0円

定額減税可能額 0円

(※定額減税対象外)

①令和6年度調整給付金 0円

令和6年分所得税額 60,000円

定額減税可能額 (所得税分)^{注1} 30,000円

定額減税可能額 (住民税分)^{注2} 10,000円

②住民税分控除不足分 10,000円

注1 : 定額減税可能額 (所得税分) = (本人+扶養親族数) × 3 万円

注2 : 定額減税可能額 (住民税分) = (本人+扶養親族数) × 1 万円

... 所得税分30,000円については、
所得税額から減税されている

②-①の差額の10,000円を不足額給付金として支給

【解説】

令和5年中は所得がなかったため、令和6年分推計所得税額及び定額減税可能額は0円であり、令和6年度調整給付金は0円であった。

令和6年になって就職等により令和6年所得税額が60,000円となった場合、所得税分の定額減税可能額30,000円分が減税され、所得税額は30,000円となる。一方で、住民税分の定額減税可能額10,000円については、令和6年度分住民税が発生しておらず減税することができないため、住民税分10,000円が不足額給付金として支給される。